平成２３年（フ）第４５８号
千葉県流山市南流山６丁目７番地７号
破産者　有限会社スズキペイントホーム
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４５９号
千葉県松戸市横須賀１丁目６番地の25
破産者　鈴木　清盛
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４６０号
東京都台東区竜泉３丁目１番８号
破産者　有限会社昭和鉄工
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４６１号
千葉県柏市明原３丁目７番４号　コスモハイツ102号、前住所千葉県柏市明原３丁目20番20―606号
破産者　鵜野澤多恵子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５９２号
東京都町田市相原町1122番地４、商業登記簿上の本店所在地東京都日野市神明３丁目７番地の19
破産者　有限会社ネオ
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５９３号
東京都町田市相原町1122番地４
破産者　冨岡　孝仁
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８５０号
東京都八王子市長房町520番地都営長房南アパート67号302
破産者　向井　凉子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８７７号
東京都西東京市ひばりが丘２丁目10番14号メゾンタカ203号室
破産者　駿河久美子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７８０号
京都市下京区木津屋橋通新町東入ル東塩小路町579番地の11スタシオン・スェリジェ404号
破産者　有限会社アール・シー・エス
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０３０号
大阪府八尾市佐堂町２丁目３番３号
破産者　有限会社ＨＩＫＡＲＩ
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２６６号
大阪市東成区東小橋２丁目５番16号　ライフデザイン東小橋２番館304、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区淡路町２丁目５番８号
破産者　ギャロップインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２７６号
大阪市中央区東心斎橋１丁目３番10号
破産者　あおいシステムズ株式会社
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３６２号
大阪府大東市寺川４丁目９番11号
破産者　有限会社宮地製作所
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４６８号
大阪府豊中市走井１丁目５番32号アムール豊中北503号
破産者　ポテトハウス有限会社
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５７７号
大阪府東大阪市長田西６丁目５番８号
破産者　株式会社ＡＣ（旧商号荒木商事株式会社）
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５７８号
大阪府東大阪市長田西６丁目５番８号
破産者　株式会社ＡＥ（旧商号荒木運輸株式会社）
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４０５号
堺市堺区文珠橋通１番25号
破産者　株式会社三木田
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
佐賀県唐津市浜玉町平原乙57番地１、商業登記簿上の本店所在地佐賀県伊万里市東山代町長浜1542番地６
破産者　有限会社エッセイ
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１１号
佐賀県唐津市神田3071番地23
破産者　有限会社九州オーガニック
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２９号
佐賀県唐津市京町1761番地
破産者　有限会社大塚洋装店
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部